

# 令和7年度 上越市奨学金 認定所得額計算書

※ 「認定所得額」とは、保護者等の1年間の所得金額から特別控除額(下記の「特別控除額表」のとおり)を引いた金額のことです。

※ 次の①から③に基づき、「認定所得額」を求めてください。

① 同一世帯に「特別控除額表」に当てはまる者がいる場合は「該当者の有無」欄に○を付ける。

「特別控除額表」

区分	特別の事情	特別控除額表				該当者の有無 (有の場合は○を付ける)	
就学者分控除	本人以外の就学者がいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8万円			
		中学校(中等教育学校前期課程含む)		16万円			
				自宅通学	自宅外通学		
		高等学校 (中等教育学校後期課程含む)	国・公立	28万円	47万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
			私立	41万円	60万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
			私立	60万円	80万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
		大学(大学院含む)	国・公立	59万円	102万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
			私立	101万円	144万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
				私立	37万円	46万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
専門課程	国・公立		22万円	62万円	自宅通学 ・ 自宅外通学		
	私立		72万円	112万円	自宅通学 ・ 自宅外通学		
その他の控除	母子・父子世帯				49万円		
その他の控除	障害のある人がいる世帯	障害のある人1人につき (※障害者手帳の写しなどの証明書類が必要)			86万円		

※身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)、特別児童扶養手当証書(写し)、障害基礎年金等の年金証書(写し)

備考1 「就学者分控除」欄の「本人以外の就学者がいる世帯」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする。

備考2 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除を合わせて控除することができる。

② 保護者等の1年間の所得金額から「特別控除額表」より当てはまる金額を引く。

【保護者等の1年間の所得額】	—	【該当する特別控除額の合計】	=	【認定所得額】
_____円		_____円		_____円

③ 上記②の計算により算出された【認定所得額】が上越市教育委員会の定める金額以下である場合、所得基準を満たしています。(本人が高校生等の場合:352万円以下、本人が大学生等の場合:466万円以下)

【メモ】
------